

令和7年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和7年5月1日（木）午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年5月1日（木）午前9時30分

4 応招議員

1番議員	榎原雄太	2番議員	小澤由彦
3番議員	高木幸広	4番議員	佐藤嘉彦
5番議員	鈴木哲司	6番議員	清水健一
7番議員	佐藤明孝	8番議員	川岸和花子
9番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田彰

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榎原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

- _____ 議長の選挙
- _____ 副議長の選挙
- _____ 常任委員並びに委員長及び副委員長の指名
- _____ 議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名
- _____ 中遠広域事務組合議会議員の選挙
- _____ 東遠学園組合議会議員の選挙
- _____ 袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙
- _____ 中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙
- 議案第37号 森町監査委員の選任について
- 議案第38号 専決処分の報告承認を求めるについて

<議事の経過>

事務局長 (岩井秀司 君) 議会事務局長の岩井です。
本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙される
までの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、
年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

臨時議長

年長の西田彰議員を紹介します。

(西 田 彰 君) ただいま紹介されました西田彰です。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。本臨時会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

臨時議長

(西 田 彰 君) 異議なしと認めます。

したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第 2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

臨時議長

(西 田 彰 君) ただいまの出席議員数は 12 人です。

次に、立会人を指名します。森町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に榎原雄太君、小澤由彦君、高木幸広君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

	(投票用紙の配付)
臨時議長	(西 田 彰 君) 投票用紙の配付漏れはありますか。
	(な し)
臨時議長	(西 田 彰 君) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。
	(投票箱の点検)
臨時議長	(西 田 彰 君) 異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
事務局長	(岩井秀司 君) ただいまから点呼をしますので、順番に投票願います。
	(点 呼)
	(投 票)
臨時議長	(西 田 彰 君) 投票漏れはありませんか。
	(な し)
臨時議長	(西 田 彰 君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。榎原雄太君、小澤由彦君、高木幸広君、開票の立会いお願いします。
	(開 票)
臨時議長	(西 田 彰 君) 選挙の結果を報告します。 投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、中根信一郎君 8 票、加藤久幸君 4 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票得票数は 3 票です。したがって、中根信一郎君が議長に当選されました。
	議場の出入口を開きます。
	(議 場 を 開 く)
臨時議長	(西 田 彰 君) ただいま議長に当選された中根信一郎君が議場におられます。

森町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

11 番、中根信一郎君。発言があれば、発言を許します。

11 番、中根信一郎君。

議長 (中根信一郎君) ただいま議長に選任されました中根信一郎でございます。

これから議員の 12 人の代表として恥ずかしくない、議長として邁進をしてまいります。また、当局ともいろいろな会話をしながら、切磋琢磨しながら、森町が良くなるようにしていきたいと思っております。いろいろ頭の中では考えていることといいますか、いろいろなことを進めたいということはございます。そういうものをできるだけ議員の皆さんといろいろ話合いをしながら、また当局に申し上げることは申し上げて進めてまいりたいと思います。何分まだなったばかりで、いろいろできないこともたくさんあるかとは思いますが、皆さんの御協力を得ながらやっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

臨時議長 (西田彰君) 中根議長、議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

議長 (中根信一郎君) しばらく休憩をします。

(午前 9 時 49 分 ~ 午前 10 時 40 分 休憩)

議長 (中根信一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加をします。追加議事日程はお手元に配付のとおりとします。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 1、「議席の指定」を行います。

議席は、森町議会会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり、指定します。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第 127 条の規定によって、
1 番、榎原雄太君及び 2 番、小澤由彦君を指名します。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 3、「会期の決定」を議題とし
ます。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言するもの多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 4、「副議長の選挙」を行いま
す。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

議長 (中根信一郎 君) ただいまの出席議員数は 12 人です。

次に、立会人を指名します。森町議会会議規則第 32 条第 2 項の
規定によって、立会人に佐藤嘉彦君、鈴木哲司君、清水健一君を
指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

議長 (中根信一郎 君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

議長 (中根信一郎 君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長 (中根信一郎 君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

	事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
事務局長	(岩井秀司 君) ただいまから点呼をしますので、順番に投票願います。 (点 呼) (投 票)
議 長	(中根信一郎 君) 投票漏れはありませんか。 (な し)
議 長	(中根信一郎 君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。
	開票を行います。佐藤嘉彦君、鈴木哲司君及び清水健一君、開票の立会いお願ひします。
議 長	(開 票) (中根信一郎 君) 選挙の結果を報告します。
	投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、岡戸章夫君 8 票、清水健一君 4 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、岡戸章夫君が副議長に当選されました。
	議場の出入口を開きます。
議 長	(議 場 を 開 く) (中根信一郎 君) ただいま副議長に当選された岡戸章夫君が議場におられますので、森町議会会議規則第 38 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。
	9 番、岡戸章夫君。発言があれば、発言を許します。
	9 番、岡戸章夫君。登壇願います。
9 番議員	(岡 戸 章 夫 君) この度、副議長に就任いたしました岡戸章夫です。
	先ほど、議員控室にて所信を表明させていただきましたとおり、森町においては現在、様々な施策が打ち出されておりますが、同時に多くの課題も抱えております。このような中で、町民の期待

に応えるべく、今まで以上に町政を前に進めていかなければいけない時を迎えております。我々議員には、それらをしっかりと監視、審議しながらも、町政を進めていく大きな役割と責任があります。私も微力ながら、中根議長を支え、円滑かつ活発な議会運営と町民の声を大切にする議会づくりに努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 (中根信一郎 君) しばらく休憩をします。

(午前 10 時 56 分 ~ 午後 1 時 00 分 休憩)

議長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の副議長の当選の告知の際に、「森町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって」というところを誤って「森町議会会議規則第 38 条第 2 項の規定によって」と言ってしまいました。お詫びして訂正をいたします。正しくは、「森町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって」ということでございます。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 5、「常任委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

常任委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第 7 条第 4 項及び第 8 条第 2 項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定をいたしました。

追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 6、「議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第 7 条第 4 項及び第 8 条第 2 項の規定により、

- お手元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。
- 御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者多数)
- 議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
- したがって、議会運営委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定しました。
- 追加議事日程第1号の追加1の第7、「中遠広域事務組合議会議員」の選挙を行います。
- 選挙すべき議員の数は二人です。
- お諮りします。
- 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。
- 御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者多数)
- 議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
- したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
- お諮りします。
- 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
- 御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者多数)
- 議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
- したがって、議長が指名することに決定しました。
- 中遠広域事務組合議会議員に川岸和花子君及び高木幸広君を指名します。
- お諮りします。
- ただいま議長が指名した者を中遠広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者多数)
- 議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川岸和花子君、高木幸広君が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川岸和花子君及び高木幸広君が議場におられます。森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加議事日程第1号の追加1の第8、東園学園組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は一人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

東園学園組合議会議員に佐藤嘉彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した者を東園学園組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤嘉彦君が東園学園組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤嘉彦君が議場におられます。森町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加議事日程第1号の追加1の第9、袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがつて、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがつて、議長が指名することに決定しました。

袋井市森町広域行政組合議会議員に中根信一郎、清水健一君、榎原雄太君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した者を袋井市森町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがつて、ただいま指名しました中根信一郎、清水健一君、榎原雄太君が袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中根慎一郎、清水健一君、榎原雄太君

が議場におられます。森町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加議事日程第1号の追加1の第10、中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は二人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に佐藤明孝君、小澤由彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した者を中東遠看護専門学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤明孝君、小澤由彦君が中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤明孝君、小澤由彦君が議場におられます、森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の

告知をします。

追加議事日程第1号の追加1の第11、「報告事項」については、町長から「令和6年度森町水道事業会計予算繰越計算書について」「令和6年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書について」、2件の報告が来ております。

お手元に配付のとおりですので、御了承を願います。

追加議事日程第1号の追加1の第12、議案第37号「森町監査委員の選任について」を議題とします。

本案については、川岸和花子君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって同君の退場を求めます。

(退 場)

議 長 (中根信一郎 君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 讀)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第37号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき、森町監査委員条例で二人と定められております。また、選任につきましては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者一人及び議員の内から一人を議会の同意を得て選任することになっております。今回の提案は、任期満了による議員の改選にあたり、議員の内から選任する者として、川岸和花子氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。川岸和花子氏は、議員として各種委員会の委員も務められ、町の行政にも精通し、監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意をいただきますようお願い申し上げ

- 議長 まして、提案理由といたします。
- (中根信一郎 君) これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
- お諮りします。
- 本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
- 御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者多数)
- 議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
- これから議案第 37 号「森町監査委員の選任について」を採決します。
- この採決は起立によって行います。
- 本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。
- (起立全員)
- 議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。
- したがって、議案第 37 号は同意することに決定しました。
- 川岸和花子君の入場を許します。
- (入場)
- 議長 (中根信一郎 君) ただいま森町監査委員に同意された川岸和花子君が議場におられますので、同意の告知をします。
- 議長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩します。
- (午後 1 時 16 分 ~ 午後 1 時 17 分 休憩)
- 議長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 追加議事日程第 1 号の追加 1 の第 13、議案第 38 号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職員朗読)
- 議長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) ただいま上程されました議案第 38 号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 7 年度の地方税制改正により、地方税及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和 7 年度地方税制改正のうち、改正法令の 4 月 1 日施行に係る森町に関する主な内容につきまして、申し上げます。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。軽自動車税種別割に係る車体課税につきまして、原動機付自転車に係るものとして、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット以下、これは 50cc 相当になりますが、この基準に即した、いわゆる「新基準原付バイク」に係る軽自動車税種別割の税率を 50cc 原付と同額である年額 2,000 円とすること。この改正につきましては、令和 7 年 11 月以降に製作される総排気量 50cc 以下で設計最高速度が時速 50 キロメートルを超える原付に対して、新たな排ガス規制が適用開始される予定ですが、この規制をクリアする原付の開発は困難であり、かつ開発費用に見合う事業性の見通しが立たず、今後、取得が容易な原付免許で運転できる総排気量 50cc 以下の現行区分に該当する原付の国内での生産・販売の継続が困難な状況となっております。こうした状況を踏まえ、構造上出すことができる最高主力を 4 キロワット以下に制御

した総排気量 125cc 以下の原動機付自転車について、現在は総排気量 50cc 以下とされている道路交通法上的一般原動機付自転車に、新たに区分する必要性が生じたことを受けての対応でございます。また、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置につきまして、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるようになります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴う引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円から 26 万円に引き上げるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準を改正するものであります。具体的に申し上げますと、5 割軽減に係る被保険者及び特定同一世帯所属者の加算額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に引き上げるとともに 2 割軽減に係る被保険者及び特定同一世帯所属者の加算額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げるものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (中根信一郎 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8番議員

(川岸和花子 君) 8番、川岸です。

森町税条例の種別割の税率のところで、新基準原付バイクというものを入れる必要ができたということで、今まで 2,000 円のところ、そこを割り振るということですが、この新基準原付バイクというのは、先ほど排気量であるとか、90cc 以上等の説明があつたのですが、非常に分かりにくいので、何か分かりやすい表現で、こういうものですということが分かれば教えてください。

もう 1 点が、特別土地保有税の減免ということで、この森町でこの特別土地保有税の減免を受ける人がどれくらいおられるかということを伺います。

議 長

税務課長

(中根信一郎 君) 税務課長。

(長 野 了 君) 税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の新基準原付バイクについて、もう少し分かりやすい表現ということでございます。よく学生時代とかに乗っていらっしゃる原付バイクが先ほど提案理由の中でも説明申し上げましたけれども、排ガス基準が厳しくなる、もうヨーロッパでは施行されているのですが、そういったものがその経過措置の中で、50cc 以下の原付バイクについても、今年の 11 月から適用されることになります。それにしたがって、各メーカーさんがいろいろ 50cc バイク、その排ガス基準にしたものについて、開発できないかということですが、非常に難しいと、コストが合わないというところでございます。そういったある意味、安価な原付バイクが普及している中で、そういったものが乗れなくなるので困るということでお答えしますので、125cc に排気量を上げたうえで、速度があまり出ないものにするということによって、そういった今までの原付と同様な使用ができるものを開発することになりました。そうすると、今の原付バイクが令和 7 年 11 月以降は製造ができなくなります。今持っているのはそれ以降も乗れます。ですので、そういった基準を設けて、今後ともそういった用途に適して、かつ排ガス

基準に見合ったものを各メーカーさんが開発しておりますので、それに見合った基準の軽自動車の税の区分を設けていくことが決まりましたので、今回そういうものをこの中に定めさせていただきたいという条例改正でございます。

特別保有税の減免については、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと聞いてみます。

議長 (中根信一郎 君) それでは暫時休憩とします。

(午後 1時30分 ~ 午後 1時31分 休憩)

議長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長 (長野了君) 税務課長です。

今、再度確認しまして森町にはございません。以上です。

議長 (中根信一郎 君) 他に、質疑はありませんか。

12番、西田彰君。

12番議員 (西田彰君) 原動付自転車が 0.05 リットル、50cc ですけど、これが製造できないと、排気基準に合わないということで、この中に「ウに掲げるものを除く」となっていますけども、それで「ウ」の中では総排気量が 0.125 というと、125 cc のオートバイだと思うのですけど、50cc よりも大きくなっていて、なつかつ年額も 2,000 円と同じということですけども、最高出力が出ないということで、2,000 円で抑えられているということで理解してよろしいですか。

議長 (中根信一郎 君) 税務課長。

税務課長 (長野了君) 税務課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

先ほどちょっと申し上げましたが、今までの原付と用途なり、使う排気量等が一緒ですので、それと今までの原付 2,000 円ですので、それと同じ 2,000 円にするという整理になっております。以上です。

議長 (中根信一郎 君) 12番、西田彰君。

12番議員	(西田彰君)「エ」の中では、排気量が「0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く)」となっていまして、これがスピードが出るということで2,400円ということで、よろしいのでしょうか。
議長	(中根信一郎君)税務課長。
税務課長	(長野了君)西田議員の再度のご質問にお答えします。 「エ」については、要は今までどおりの125cc以下のバイクと同様なものということで、そこも今までも2,400円ですので、それと同じ2,400円を適用しているということでございます。以上です。
議長	(中根信一郎君)他に質疑はございませんか。 (発言する者なし)
議長	(中根信一郎君)質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議長	(中根信一郎君)討論なしと認めます。 これから議案第38号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。 (起立全員)
議長	(中根信一郎君)起立全員です。 したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。 ここでしばらく休憩とします。 (午後1時34分～午後1時45分休憩)
議長	(中根信一郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。 議会運営委員長からの閉会中の継続調査申出を日程に追加し、追加議事日程第1号の追加2の第1として議題にしたいと思います。
	御異議ありませんか。

	(「異議なし」という者多数)
議長	(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 「議会運営委員長からの閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加議事日程第1号の追加2の第1として議題とすることに決定しました。
	追加議事日程第1号の追加2の日程第1、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。
	議会運営委員会委員長から森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。
	お諮りします。
	委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)
議長	(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	以上で本日の日程は全部終了しました。
	会議を閉じます。
	令和7年5月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 1時47分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年5月1日

森町議会臨時議長

森町議会議長

会議録署名議員

同上